

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2012年（平成24年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬辻堂線	片瀬五丁目2185番6地先	15.0	4440.0
		辻堂三丁目6270番1地先		
2	石名坂善行線	本藤沢一丁目6126番3地先	12.0	2640.0
		善行六丁目3310番52地先		
3	鵜沼 886号線	鵜沼松が岡二丁目6677番63地先	4.5	18.1
		鵜沼松が岡二丁目6677番68地先		
4	辻堂 577号線	辻堂一丁目1636番23地先	4.5	57.7
		辻堂一丁目1636番30地先		
5	辻堂 578号線	辻堂四丁目5909番17地先	4.2	28.3
		辻堂四丁目5909番25地先		
6	辻堂 579号線	辻堂五丁目7036番23地先	4.5	33.9
		辻堂五丁目7036番23地先		
7	辻堂 580号線	辻堂元町五丁目3268番2地先	4.2	43.0
		辻堂元町五丁目3268番12地先		

8	辻堂	辻堂西海岸一丁目7181番68地先	6.0	218.6
	581号線	辻堂西海岸一丁目7181番111地先		
9	辻堂	辻堂西海岸一丁目7181番122地先	6.0	278.6
	582号線	辻堂西海岸一丁目7181番64地先		
10	辻堂	辻堂西海岸一丁目7181番123地先	6.0	134.4
	583号線	辻堂西海岸一丁目7181番84地先		
11	村岡	村岡東三丁目415番19地先	6.0	106.2
	473号線	村岡東三丁目376番29地先		
12	明治	羽鳥一丁目115番1地先	4.0	126.7
	476号線	羽鳥一丁目79番7地先		
13	明治	羽鳥四丁目529番1地先	4.2	14.4
	477号線	羽鳥四丁目529番14地先		
14	明治	羽鳥四丁目940番6地先	4.5 ~ 6.0	73.1
	478号線	羽鳥四丁目940番12地先		
15	善行	善行六丁目3310番115地先	4.5	20.9
	607号線	善行六丁目3310番245地先		
16	六会	石川四丁目8番42地先	4.5	23.8
	859号線	石川四丁目8番36地先		
17	六会	石川五丁目14番20地先	4.5	21.2
	860号線	石川五丁目14番18地先		
18	御所見	用田字大河内1539番10地先	4.5	32.4
	1076号線	用田字大河内1539番6地先		
19	御所見	用田字中条2147番8地先	5.0	32.3
	1077号線	用田字中条2147番10地先		

20	辻堂西海岸 1号 歩行者専用道	辻堂西海岸一丁目7181番90地先	3.0	11.2
		辻堂西海岸一丁目7181番66地先		
21	辻堂西海岸 2号 歩行者専用道	辻堂西海岸一丁目7181番163地先	3.0	11.2
		辻堂西海岸一丁目7181番162地先		
22	辻堂西海岸 3号 歩行者専用道	辻堂西海岸一丁目7181番151地先	3.0	19.6
		辻堂西海岸一丁目7181番175地先		

#### 提案理由

片瀬辻堂線ほか21路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更する

ことができる。

- 3 前2項の規定により路線を廃止し，又は変更しようとする場合の手続は，路線の認定の手続に準じて行わなければならない。